

令和4年9月1日改定後の 業務改善助成金（特例コース）について

対象期間の延長と拡充

福島県内の事業場については下記の取り扱いとなります

特例コース とは

『業務改善助成金特例コース』とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少した中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。令和4年7月29日に申請受付を一旦終了しましたが、以下のとおり改定し再開しました。

改正その1

交付申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更後
申請期限	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

改正その2

対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

対象となる事業者（事業場）

	対象事業者	対象経費
拡充前	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が、前年等に比べ30%以上減少している事業者	（定員11人以上の自動車・PC等に加え）「関連する経費」 （※業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合に限る）
↓		
拡充後	コロナの影響により売上高等が30%以上減少した事業者 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が5%ポイント以上低下した事業者	（定員7人以上又は車両本体200万円以下の自動車・PC等に加え）「関連する経費」 （※業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合に限る）

助成率の拡充

従前	拡充
一律3/4	一律4/5

福島県内については、事業場内最低賃金が888円までの事業所のみ本助成金の対象となるため、申請対象の全ての事業場で920円未満（4/5）が適用※1

※1 本助成金は事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の者が引上げ対象。福島県の地域別最低賃金が828円のため858円までの者（令和4年10月6日以降は888円までの者）が引上げ対象となる。

Q 業務改善助成金（通常コース）との違いについて

業務改善助成金（特例コース）は、10月6日に福島県最低賃金が、828円から858円に改定になった際に、事業場内賃金を30円以上引き上げた事業場でも対象となります（特定の要件はあります）。

一方、業務改善助成金（通常コース）は、10月6日（福島県最低賃金発効日）に引上げた事業場内最低賃金が「858円から888円」の事業場において、翌日以降それを30円以上引き上げる際に適用になります。

業務改善助成金（通常コース）と（特例コース）は、その他支給要件や、設備投資の内容、支給金額の上限などの差異がありますので、詳細については、下記までお問い合わせください。

特例コースの概要

助成額・助成率

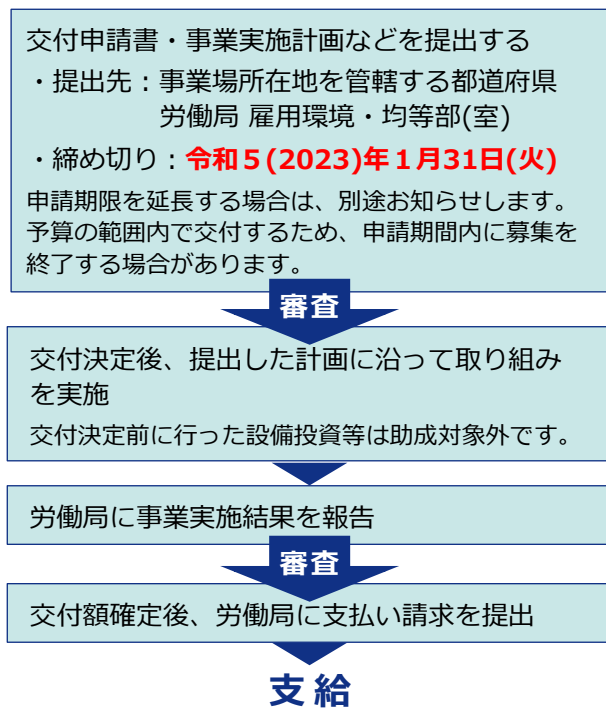
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	4 / 5

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：

各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の福島労働局 雇用環境・均等室です